下水道使用料の改定について

令和7年10月～11月
金ケ崎町上下水道課

本日の説明内容

1　使用料改定の概要について

2　改定の理由について

3　使用料改定額（案）について

4　今後のスケジュールについて

1 使用料改定の概要について

物価高騰による汚水処理経費の上昇を受け、金ケ崎町上下水道事業運営協議会において使用料改定について検討を行いました。

その結果、増加が見込まれる経費について、使用料改定により賄うこととし、令和8年度から下記のとおり使用料改定を予定しています。

◆改定率　　現行使用料に対し13%増
◆算定期間　令和8年度～令和10年度

令和11年度以降の使用料については、本年度策定を進めている資産管理計画による中長期的な見通しを踏まえて、検討を進めていきます。

2 改定の理由について

(1) 中期経営計画による使用料改定

町は、持続的・安定的に下水道を管理運営するため、金ケ崎町下水道事業中期経営計画を策定し、令和2年度から11年度までの資金不足解消のため、段階的な使用料改定を計画していました。この計画に基づき、令和2年度に20%相当の使用料改定を実施しました。

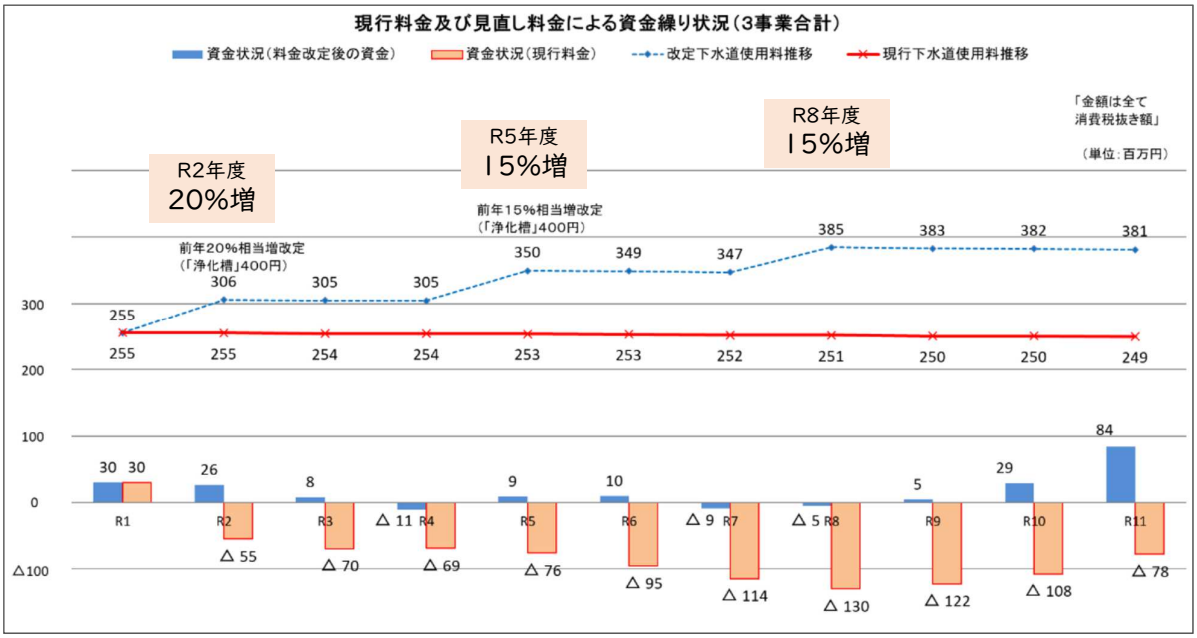

中期経営計画における使用料改定計画(出典:中期経営計画)

(2) 令和2年度改定後の実績と今後の見込み

令和2年度の使用料改定以降、決算状況が改善していたことから、令和5年度に計画していた15%増の使用料改定については、令和7年度まで実施を見送ってきました。

しかし、令和7年度以降、汚水処理経費の増加により資金状況の悪化が見込まれます。

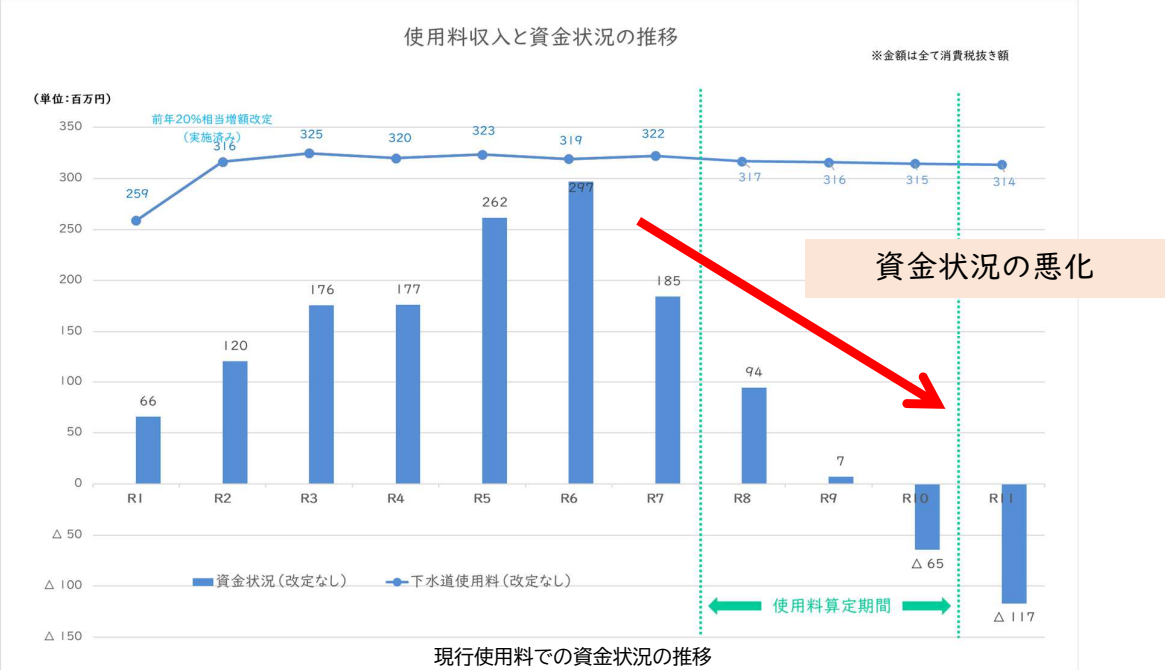

現行使用料での資金状況の推移

(3) 流域下水道維持管理負担金の増加

金ケ崎町の公共下水道は、町独自で処理場を持たず、県が運営する北上川上流流域下水道(胆江処理区)に接続して汚水処理を行っています。

この処理費用は、流域下水道を構成している10の市町が支出する維持管理負担金によって賄われています。

物価高騰を受け、令和7年度以降の維持管理負担金が大幅な増額となることが県から示されました。

汚水処理に要する経費は、使用料により賄うことが原則とされます。

令和8年度以降の費用の増額について、使用料改定により賄う必要があります。

維持管理負担金(実績・見込み)(税抜き)　　単位:百万円

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実績・見込み	90	89	90	115	116	117	120	122	125
令和6年度比	—	—	—	25	26	27	30	32	35

流域下水道維持管理負担金の実績と見込み

令和6年度と比較し、3年間で**83百万円の増**

(4) 町管理施設の汚水処理経費の増加

物価高騰を受け、町が管理する施設における汚水処理コストも上昇傾向にあります。今後の経費の見込みを推計すると、令和8年度から10年度の3年間で41百万の増加（令和6年度決算比）が見込まれます。

汚水処理に要する経費の推計（過去投影ケース）　　単位：百万円

下水道事業合計	R6	R7 ※R6決算からの見込	R8	R9	R10	3年間の増加額 ※R6比
人件費	27	27	28	28	28	5
動力費	23	23	24	24	24	3
修繕費	19	19	19	20	20	3
委託費	51	58	59	61	62	29
その他	7	8	8	8	8	1
合計	**127**	**135**	**138**	**140**	**143**	**41**

汚水処理に要する経費の推移（過去投影ケース　実績・見込み）※百万円未満四捨五入により合計が合わない場合があります。

※「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年1月17日経済財政諮問会議）による過去投影ケースでの物価上昇率等により試算

令和6年度と比較し、3年間で**41百万円の増**

(5) まとめ

令和7年度以降、物価高騰に伴い ①流域下水道維持管理負担金の大幅な増加、②町の処理施設における汚水処理経費の増加 が見込まれます。

今後も安定的に汚水処理を行っていくため、令和8年度から10年度において、物価上昇に伴う増加費用について、使用料改定により賄う必要があります。

この場合、単年度で約41百万円の増収が必要となり、現行使用料水準に対する改定率は13%となります。

①維持管理負担金 増加額	＋83百万円
②汚水処理経費 増加額	＋41百万円
①＋② 3年間の増加額	＋124百万円
単年度必要額	41百万円
改定率	**13%**

(6)改定後の資金見通し

物価高騰による汚水処理費用の増加相当分について使用料改定を行った場合でも、資金は減少し、令和10年度末では59百万円程度となると見込まれますが、資金状況がマイナスとなることは避けられる見通しです。

令和11年度以降については、現在策定を進めている資産管理計画を踏まえ、中長期的な資産管理の見通しを立てながら引き続き検討を進めていきます。

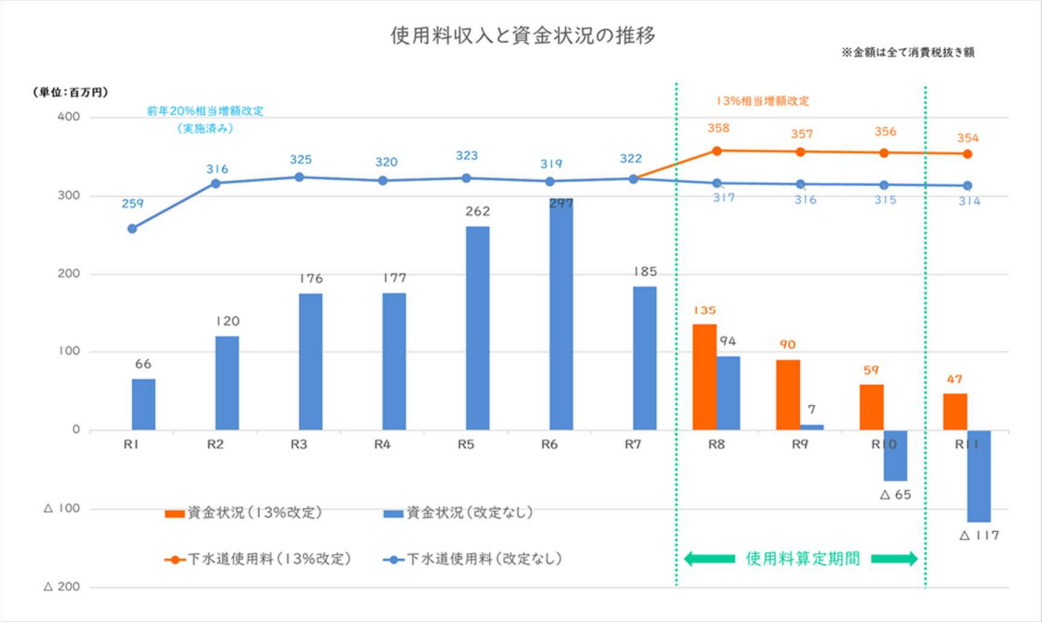

3 使用料改定額(案)について

(1)公共下水道、農業集落排水の使用料

公共下水道及び農業集落排水使用料は、基本使用料と従量使用料により計算しています。改定後の使用料体系は、次のとおり予定しています。

公共下水道・農業集落排水使用料金

使用区分		使用料単価(円)※税抜き		使用料単価(円)※税込み	
		現行	改定(案)	現行	改定(案)
基本使用料		1,200	**1,500**	1,320	**1,650**
従量使用料	1㎥～10㎥	130	**140**	143	**154**
(1㎥につき)	11㎥～20㎥	210	**220**	231	**242**
	21㎥～30㎥	240	**250**	264	**275**
	31㎥～40㎥	280	**310**	308	**341**
	41㎥～50㎥	290	**320**	319	**352**
	51㎥～100㎥	320	**350**	352	**385**
	101㎥～500㎥	330	**360**	363	**396**
	501㎥～	350	**380**	385	**418**

（2）月額使用料の例

公共下水道及び農業集落排水利用者の場合、使用水量ごとに月額使用料は次のとおりとなります。

1か月あたりの使用水量別比較表

使用水量	使用料月額（円）※税抜き			使用料月額（円）※税込み		
	現行	**改定（案）**	増加額	現行	**改定（案）**	増加額
6㎥	1,980	**2,340**	360	2,178	**2,574**	396
12㎥	2,920	**3,340**	420	3,212	**3,674**	462
20㎥	4,600	**5,100**	500	5,060	**5,610**	550
25㎥	5,800	**6,350**	550	6,380	**6,985**	605
30㎥	7,000	**7,600**	600	7,700	**8,360**	660
35㎥	8,400	**9,150**	750	9,240	**10,065**	825
40㎥	9,800	**10,700**	900	10,780	**11,770**	990

（3）浄化槽の使用料

浄化槽事業についても、3事業を下水道事業会計として一本化して運営することで、各事業の費用負担を平準化して運営してきたことから、改定率は公共下水道、農業集落排水と同様に13%増を採用します。

なお、現状では人槽の大小にかかわらず、同額の使用料としています。大きい人槽でも使用者数が少ない場合があるなど、利用実態に応じた料金設定に課題があることから、今回の使用料改定においては、人槽区分による差は設けないこととします。

浄化槽使用料金（月額）

使 用 区 分	使用料月額（円）※税抜き		使用料月額（円）※税込み	
	現行	**改定（案）**	現行	**改定（案）**
5人～10人槽	2,400	**2,700**	2,640	**2,970**

4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールは次のとおり予定しています。

◆令和7年11月下旬　上下水道事業運営協議会
◆令和7年12月　議会定例会（関連条例提案）
◆令和8年 1月～3月　利用者への周知
◆令和8年 4月　改定後使用料の適用 ※4月利用分（5月請求分）から

今後も安定的に汚水処理を継続していくため、
皆様のご理解、ご協力をお願いします。